様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　令和７年７月１２日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）きゃりあびーむこんさるてぃんぐごうどうかいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 キャリアビーム・コンサルティング合同会社  （ふりがな） うちだおさむ  （法人の場合）代表者の氏名 　内田　修  住所　〒356-0051  埼玉県ふじみ野市亀久保６６６－４５  法人番号　4010003034354  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 弊社Webサイト「事業概要」ページ 2. 弊社Webサイト「ＤＸ事業の取り組み」ページ | | 公表日 | 1. 2021年3月3日(2023年7月1日改訂) 2. 2021年3月3日(2023年7月1日改訂) | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 弊社Webサイト「事業概要」ページにて公表   https://careerbeam-consulting.com/company/   1. 弊社Webサイト「ＤＸ事業の取り組み」ページにて公表   https://careerbeam-consulting.com/service/ | | 記載内容抜粋 | 1. 「事業概要」ページより抜粋   ――  トップメッセージ  この度、キャリアビーム・コンサルティング合同会社は、新しいデジタルトランスフォーメーション(DX)時代に向けて、自分のキャリアに磨きをかけたい人、輝き(ビーム)を解き放ちたい方のために”DX人材育成コンサルティング”をご提供するために創業しました。数理・データサイエンス・ＡＩに関する基礎的な能力を修得した方を歓迎します。  主に3つの事業ドメインの確立を目指しております。  デジタル人材育成・・・自分のキャリアに磨きをかけたい人、輝き(ビーム)を解き放ちたい方への育成支援  DX研修サービス・・・企業の人事総務部門、デジタル・トランスフォーメーション推進本部の課題、ニーズに沿ったDX研修サービスのご提供  再教育(リカレント教育)・・・今後の日本市場における再教育(リカレント教育)に向けたDXコンテンツのご提供  　　　　　　　　　　　　　　　代表社員　内田　修  中期ビジョン  ～新しいデジタル・トランスフォーメーション時代に向けてDX人材育成を強化する必要があります。  自分のキャリアに磨きをかけたい人、輝き(ビーム)を解き放ちたい企業の人材育成のために  ”DX人材育成コンサルティング”をご提供していきます～  ――  ➁「ＤＸ事業の取り組み」ページ→「ＤＸ事業の取り組み」より抜粋  ――  当社は、新しいデジタルトランスフォーメーション(DX)時代に向けて、自分のキャリアに磨きをかけたい人、輝き(ビーム)を解き放ちたい方のために”DX人材育成コンサルティング”をご提供しています。お客様の企業の課題に合わせてカスタマイズしたDX人材育成カリキュラム作成してご提案が可能です。  私たちの強みである「DX人材育成コンサルティング事業」にとどまらず、今後期待されるデジタルサイエンティスト育成、将来のデジタル人材育成の担い手として、お客さまの新しい価値を創造できる「DXパートナー」へと変革していくことが重要です。  「DXリテラシー強化講座」の提供により、将来的なデジタル人材育成、DXリテラシー強化になるビジネスモデルを構築しています。具体的には、「知るDX講座」により「DX市場動向」、「DX人材育成講座(リスキリング、DXリテラシー)」、「DX導入事例(小売業、製造業、物流業、医療等)」、「DX認定事業者必勝講座」のインプット研修を実施して最新情報を学習ができ、さらに「考えるDX講座」では、「ビジネスモデル研修(LeanCanvasビジネスモデル講座)」、「ワークショップ研修(課題別ワークショップ)」、「経営者向けDX講座（業種別20のシナリオ）」によりアウトプット研修を実施して、知見、経験、スキルセットなどを全員参加型で共有して切磋琢磨に学習でき、DXリテラシー強化を図れるビジネスモデルとなっています。さらに、リスキリング(学び直し)の継続的な学習ツールとして「Eラーニング(ELNO)」プラットフォームにより、DX、AI、IoT、クラウド、デジタル・マーケティング、デジタル社会動向などのカテゴリを幅広く繰り返し学習できる環境を提供しており、基礎知識、市場動向、業界知識、専門知識、導入事例を誰もが学習できる効果的なDXリテラシー強化講座を提供しています。  ―― | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 弊社は会社法人として「合同会社」で運営しており、代表社員による役員会を開催して、顧問税理士の指導の下、役員承認手続きを経て承認の上Webページで公開しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 弊社Webサイト「DX事業の取り組み」ページ→「DX研修／オンライン形式セミナー／DX研修テキスト」 2. 弊社Webサイト「ＤＸ事業の取り組み」ページ | | 公表日 | 1. 2021年3月3日(2023年7月1日改訂) 2. 2021年3月3日(2023年7月1日改訂) | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 弊社Webサイト「DX事業の取り組み」ページ→「DX研修／オンライン形式セミナー／DX研修テキスト」にて公表   https://careerbeam-consulting.com/service/   1. 弊社Webサイト「DX事業の取り組み」ページ→「当社のDX戦略について」にて公表   https://careerbeam-consulting.com/service/ | | 記載内容抜粋 | 1. 「DX事業の取り組み」ページ→「DX研修／オンライン形式セミナー／DX研修テキスト」より抜粋。   ――  IT業界20年以上における経験とノウハウを詰め込んだ最新のDX人材育成コンテンツをご提供しています。  また今後のDX時代におけるジョブ型雇用、自立キャリア形成に向けた効果的なコンテンツもご提供可能です。  ・DX人材育成カリキュラム作成  ・DX研修コースのご提供  ・DXセミナー講演(対面型／オンライン型)  ・DX研修テキストのご提供  ・ワークショップ形式による効果的な研修カリキュラム  ・ビジネスモデル／導入事例のご紹介  ・年間×20講座研修コース(初心者／中級者／上級者向け)  ・DXリテラシー強化講座  ――  ➁「DX事業の取り組み」ページ→「当社のDX戦略について」より抜粋  ――  今後はDXプロジェクトの増加のため、DXデジタル人材育成事業部によるAI、IoT技術を活用した独自のデジタル人材育成カリキュラム開発を進めると共に、お客様のDX推進をサポートできるカスタマイズした人材育成カリキュラムを整備し、DX推進の取り組みを進めます。  【補足】  具体的には、データ活用の組み込まれた取組みとして、これまで各講座のテーマ(ＤＸ基礎講座、データサイエンス基礎講座、生成ＡＩ人材育成講座など)に関する情報を手作業で収集していたものを、新しいIT環境として導入した生成AI(Microsoft Copilot)を活用して研修テーマや受講生のレベルに応じた研修カリキュラムの自動生成を行い、業務効率化を図って自社変革を推進しています。  ―― | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 弊社は会社法人として「合同会社」で運営しており、代表社員による役員会を開催して、顧問税理士の指導の下、役員承認手続きを経て承認の上Webページで公開しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 弊社Webサイト「ＤＸ事業の取り組み」ページ  当社のDX戦略について  https://careerbeam-consulting.com/service/ | | 記載内容抜粋 | DXデジタル人材育成事業本部  ――  DXデジタル人材育成事業本部はDX推進をリードする体制をとり、デジタル人材育成カリキュラム開発に取り組む部門です。  Disruptive Technology(AI、Cloud、5G、Wi-Fi6、、IoT、仮想化、エッジコンピューティング、仮想現実(AR/VR/MR)、ドローン等)  などの幅広いIT情報処理技術分野を活用できるデジタル人材育成の活用について事業開発を行っています。  お客様への新しい価値提供のためのDXデジタル人材育成といった側面で自社のDX推進にも取り組みを続けています。  戦略の推進に必要な体制 ・組織に関しては、デジタル人材育成カリキュラム開発に取り組む部門としてDXデジタル人材育成事業本部を設置してDX推進をリードする体制を推進しています。弊社HPにて組織図を公表。人材の育成・確保に関しては、各人の人材育成・スキルアップとして、DX、AI、IoT、クラウド、デジタルマーケティング、デジタル社会動向などの各分野の最新情報について、半年単位でスキルテストを実施してDXリテラシー強化、各分野のスキルのアップデートを実施しています。継続的なDXが可能になるよう、スキルテストや研修制度と資格取得支援によって人材の育成・確保を行い、先進的技術を活用するシステム構築を効率的・効果的に進めるため、外部講師とも積極的に連携しています。  ―― |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 弊社Webサイト「ＤＸ事業の取り組み」ページ  DX研修／オンライン形式セミナー／DX研修テキスト  https://careerbeam-consulting.com/service/ | | 記載内容抜粋 | IT業界20年以上における経験とノウハウを詰め込んだ最新のDX人材育成コンテンツをご提供しています。  また今後のDX時代におけるジョブ型雇用、自立キャリア形成に向けた効果的なコンテンツもご提供可能です。  ・DX人材育成カリキュラム作成  ・DX研修コースのご提供  ・DXセミナー講演(対面型／オンライン型)  ・DX研修テキストのご提供  ・ワークショップ形式による効果的な研修カリキュラム  ・ビジネスモデル／導入事例のご紹介  ・年間×20講座研修コース(初心者/中級者/上級者向け)  ・DXリテラシー強化講座  【補足】  ITシステム環境の整備に向けた具体的な方策として、これまで各講座のテーマ(ＤＸ基礎講座、データサイエンス基礎講座、生成ＡＩ人材育成講座など)に関する情報を手作業で収集していたものを、新しいIT環境として導入した生成AI(Microsoft Copilot)を活用して研修テーマや受講生のレベルに応じた研修カリキュラムの自動生成を行い、業務効率化を図って自社変革を推進しています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 弊社Webサイト「ＤＸ事業の取り組み」ページ | | 公表日 | 2021年3月3日(2023年7月1日改訂) | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 弊社Webサイト「ＤＸ事業の取り組み」ページ  当社のDX戦略について  https://careerbeam-consulting.com/service/ | | 記載内容抜粋 | 当社のDX戦略について  社内外のDX推進を進めるため、当社ではお客様のDX推進への協業および、自社のサービス開発を「DXプロジェクト」として捉え、DX人材育成プロジェクトの導入実績数を達成度のKPIとして推進を進めます。  （これまでの導入実績数は事業概要のページの通り）  今後はDXプロジェクトの増加のため、DXデジタル人材育成事業部によるAI、IoT技術を活用した独自のデジタル人材育成カリキュラム開発を進めると共に、お客様のDX推進をサポートできるカスタマイズした人材育成カリキュラムを整備し、DX推進の取り組みを進めます。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2021年9月11日 (2023年7月1日改訂) | | 発信方法 | 当社コーポレートサイト　トップメッセージ  https://careerbeam-consulting.com/company/ | | 発信内容 | 経営者である代表執行役員社長内田修自らが事業概要ページにてトップメッセージを発信しております。  主に3つの事業ドメインの確立を目指しております。  １．デジタル人材育成・・・自分のキャリアに磨きをかけたい人、輝き(ビーム)を解き放ちたい方への育成支援  ２．DX研修サービス・・・企業の人事総務部門、デジタルトランスフォーメーシ推進本部の課題、ニーズに沿ったDX研修サービスのご提供  ３．再教育(リカレント教育)・・・今後の日本市場における再教育(リカレント教育)に向けたDXコンテンツのご提供 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年10月～2025年6月 | | 実施内容 | 「DX推進指標／IPA自己診断結果入力サイト」」を用いた課題把握を実施済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年10月～2025年6月 | | 実施内容 | サイバーセキュリティ経営管理本部にて  経済産業省の公的機関である独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施している「SECURITY ACTION」制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。  <https://careerbeam-consulting.com/2023/04/07/security-action%e4%ba%8c%e3%81%a4%e6%98%9f%e3%82%92%e5%ae%a3%e8%a8%80%e3%81%97%e3%81%be%e3%81%97%e3%81%9f%ef%bc%81/> |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。